(3) 環 境 経 済

(環境・経済・消防)

課名	事務事業名				内	容				
		事業概要	商工業の育成振興を図るため、経済団体(商工会議所、商工会)の運営事業費の一部を助成する。							
			区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
産業振興課	相模原商工会議所運営費補助金	事業比較	事業の内容		○女性部助成金 ○地域資源研究費 ○地域振興ビジョン		産業振興事業補助金補助金	金		
		検討を要す る事項等	・商工会議所と商工 ・補助金算定基準の		補助金補助率の訓	郡整)。				

課名	事務事業名				内	容		
		事業概要	中小企業の事業 振興を図る。	活動に必要な資金の融	資を金融機関	と協調して行うこと	により、中小企	業の健全な発展及び
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
産業振興課	中小企業事業資金利子補給金	事業比較	制度の内容	利用金金元 (本の大)	該当なし	○・組保業ん・し事・な○10利領のは生内つ補ケた申外申請非計書 ・は業1を継し方で 円 限年転件ののはとし、き給用間のである。 年をで滞 ないののでは、 100の利子の30公共と、 100万子の30公共と、 100万子の30公共に、 10	該当なし	町内中、企業活立をたた。 ・ 本語では、企業を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を
		検討を要す る事項等	・補助金支給基準	の相違。				

課名	事務事業名				内 名			
		事業概要	観光関係団体の指	導育成を図り、各	地区で実施されて	ている地域観光行事	事の振興に努める。	
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			名称	相模原市観光協会	城山町観光協会	津久井町観光協会	相模湖町観光協会	藤野町観光協会
			参加団体(者)数	40	89	201	100	54
商業観光課	市観光協会補助金	事業比較	補助の対象となる事業	同ポスターの作成 ○各観光行事への協 賛 ○「さがみはら観光	事業 ○さくらまつり事業 補助及び運営 ○灯ろう流し事業 ○菊まつり事業 ○本沢梅園事業 ○他団体事業への参加	・津久井湖さくらまつりの開催 ・自然観察会イベントの開催 ・津久井湖観光センターまつりの開催	○観光PR	○親子わかさぎ釣り体験製光パックレットの作名観光行事への協力賛 観光協会・ホームの管理○ペの観光 P R
		検討を要す る事項等	・観光協会の組織の ・郡組織(津久井郡					

課名	事務事業名						内容	:		
		事業概要		i店街の活 さする。	性化を	図るため、商店街が	『自ら取り組むソ	フト事業、空き店	舗活用事業、イク	ベント事業に対して
商業観光課	商店街活性化事業補助金	事業比較		制度の「	分	「一で大きなのでは、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「	城山町	津久井町 該当:	相模湖町	藤野町
		検討を要す る事項等	• 彦	i業振興施	1策の進	め方及び商工会議所	听、商工会との連	携を含めた調整。		

課名	事務事業名					内				
		事業概要		商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。						
				区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
商業観光課	商店街近代化事業補助金	事業比較		制度の概要	負担金補助及び交付金 46,142千円 (1)商店街共同駐車場維持補助 金11,029千円 ・交付先:8団体、10駐車場 ・補助率:賃借料の40%以内 (2)商店街街路灯電気料補助金 21,536千円 ・交付先:45団体、2,803基 ・補助率:電東料の70%以内 (3)市営自動車駐車場回数券商 店街共同購入事業補助金2,000 千円 ・交付先:中心商業地4商店会 ・補助率:事業費の30%以内 (4)商店街路灯修繕費補助金 2,000千円 ・交付先:2商店会 ・補助率:事業費の30%以内 (5)商店街環境整備事業補助金 3,150千円 ・街路灯:35基 ・補助率:事業費の30%以内 (6)公衆浴場設備整備費 1,173千円 ・交付先:3浴場の内装整備等 ・補助率:事業費の25%以内 (7)商店街共同駐車場整備補助 金5,254千円 ・交付先:1団体 ・補助率:事業費の40%以内	該当なし(平成14年 度まで商工会補助理には、街のでは、街のでは、街のでは、街のでは、街のでは、近ではではできまれていた。)	(1)目的 南京 中本	該当なし	該当なし	
		検討を要す る事項等	<u> </u>	商業振興施	策の進め方及び商工会議	5所、商工会との追	重携を含めた調整。			

課名	事務事業名		内容
		事業概要	平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後農業の中心的役割を担っていく認定農業者の育成のための農業支援策を実施するもの。
			区分相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町
農政課	認定農業者育成事業	事業比較	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 記定農業者の経営改善 対 センター設置事業 記定農業者の経営改善 計画達成に向けた支援 活動等を行う、農業経 営政善支援センター (議動等を行う、農業経 営政善支援センター (機・監動を上でメター) (一般、大学を という) (一体、大学を という) (本格、大学を という)
		検討を要す る事項等	・実施事業の相違。 ・関係団体との調整。

課名	事務事業名		内容												
		事業概要 自治体の環境保全等への取り組みや施策を実施する際の基礎となるものとして制定、策定、改定を行う。													
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町							
			環境基本条例の制定 状況	あり	あり	あり	あり								
環境	環境基本条例 改正事務・環		環境基本条例の制定 時期	平成8年10月	平成12年3月	平成14年9月	平成14年3月								
対 策	境基本計画策 定(改定)事	事業比較	環境基本計画の策定 状況	あり	あり	策定中	なし	該当なし							
課	務		環境基本計画の策定 時期	平成13年3月	平成14年3月	_	-								
			計画期間	平成13年度 ~平成22年度	平成14年度 ~平成22年度 (重点施策期間)	-	-								
		検討を要す る事項等	る事項等 ・各市町の地域性や環境特性を考慮した内容の調整。												
		事業概要	環境基本法第44条 に応じて調査審議し					いて各市町長の諮問 怪費。							
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町							
										環境審議会の設置状 況	あり	あり	あり		
環 境 対	環境審議会経		委員数	20名以内	15名以内	15名以内									
対 策	· 現場番磯云経 費	事業比較	事業比較	事業比較	任期	2年	2年	2年	該当なし	該当なし					
課			報酬額	12,600円	会 長7,900円 副会長7,400円 委 員6,900円	会 長8,000円 委 員7,400円									
		検討を要する事項等	・各市町の地域性や ・報酬額の相違。	>環境特性を考慮し	、た委員の選出の 記	問整。									

課名	事務事業名					内			
		事業概要		生活排水によって に合併処理浄化槽					、ため、補助対象区
環境保全課	合併処理浄化 槽設置補助事 業	事業比較		区 分 補助制度の状況 補 5人槽 助 7人槽 額 10人槽	相模原市 あり 600千円 770千円 1,000千円	城山町 あり 354千円 411千円 519千円	津久井町 あり 354千円 411千円 519千円	相模湖町 あり 354千円 411千円 519千円	藤野町 あり 300千円 400千円 550千円
		である る事項等 事業概要		補助金交付額の相 開発行為等指導要		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	最地確保の実効性を	を高めるとともに、	事務の公正性、透
		事果慨安	明	性を確保する。					
				区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
				条例化の状況	なし	なし	あり 津久井町住環境整備	あり 相模湖町まちづくり	
				条例の名称	_	_	条例	条例	
				制定年月日	_	_	平成2年7月4日	平成10年6月10日	
	開発指導要綱の条例化			適用事業	○500㎡以上の敷地 で行う開発行為 ○1,000㎡以上の敷 地で行う建築行為	500㎡以上の敷地で 行われる開発行為	1,000㎡以上の敷地 で行われる開発行為	1,000㎡以上の開発行為	
				緑化の基準	積の10%以上の緑地 確保を指導 ○市街化調整区域内 にあっては20%以上 ○首都圏近郊緑地保	低層住居専用地域: 11% ○第一種及び第二種 中高層住居専用地 域:9%	内:5%、用途地域 外:10%	㎡未満 用途地域内:5%、 用途地域外:10% ○3,000㎡以上 用途地域内:10%、	該当なし
		検討を要す る事項等		適用面積、緑地率 用途地域をはじめ					

課名	事務事業名				内			
		事業概要	都市計画法、各市 の。	万町の条例及び指導	『要綱に基づき、『	開発行為による都 同	市公園の寄付若し	くは帰属を受けるも
			区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			根拠条例等	相模原市開発行為等 指導要綱	城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備 条例	相模湖町まちづくり 条例	藤野町開発行為指導 要綱等
園	開発等事業における公園設置指導	事業比較	公園設置基準		を目的とした開発行為で開発が3,000㎡以上とな規模が3,000㎡以上と規模が3%以上又は規画した。 場合は、開発計画たき規画した。 なが以上又は計画によりでするがは、 ではいるがでするがでする。 ではいるがでするがでする。 ではではではではでいる。 なお、しているがでする。 ではではではではではではではではではできる。 ではではではできる。 ではではではできる。 ではではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではではできる。 ではない。 ではな	とした住戸数15戸以上の開発行為の場合は規則の定める計算式による。ただし、開発区域面積の6%を超えないものとする。 ③開発区域面積が5ha以上20ha未満の場合は、1,000㎡以	1箇所の公園面積: 150㎡以上 ③5ha以上20ha 未満 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 300㎡以上。ただ	①0.3ha以上1ha 未満 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 90㎡以上 ②1ha以上5ha未 満 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 150㎡以上 ③5ha以上20ha 未満 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 300㎡以上 ④20ha以上 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 300㎡以上 ④20ha以上 公園面積の割合: 3% 1箇所の公園面積: 300㎡以上 ④20ha以上 公園面積:
		検討を要す る事項等	・指導基準根拠の相・公園設置基準の相					

課名	事務事業名		内容							
		事業概要	ごみと資源の日程・出し方を住民に周知するため、パンフレット等を作成し、全戸に配布する。							
ごみ減量推進課	一般事務費ご み減量推進課 分(ごみの出 し方パンフ レット)	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 ○ごみと資源の日程・出し方パンフレット (世帯配布用) 250,000部 ○ごみの分け方・出し方マニュアルの発行 (新規転入用) 3,000部 内 容 ○ごみ減量等活動の手引き (廃棄物減量等推進員等用) 10,000部 ○ごみカレンダーの発行 (全戸配布) 27,000部							
		検討を要す る事項等	・制度が異なる地域への周知方法等の調整。							
		事業概要	市内の地域団体が自主的に行っている資源回収を定例・定着化させ、ごみの減量化と資源の有効利用を図る。ものを大切にする心を育て、会員の親睦を深めたり、地域のコミュニティづくりに役立てる。							
ごみ減量推	集団資源回収事業	事業比較	区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 登録団体数 370団体 15団体 94団体 14団体 11団体 登録業者数 なし なし なし なし なし 4.0円/kg (子ども会等、市長が特に必要と認める団体は4.5円) 定額: 2,500 円 重量物: 6円/kg ビン類: 6円/本 「平成15年度事業内容」 定額: 2,500 円 重量物: 6円/kg ビン類: 6円/本 定額: 2,500 円 重量物: 6円/kg ビン類: 6円/本 正次類: 6円/本							
推進課	性 1			4.6円/kg (相模原環境・資源リサイクル協同組合及び相模原資源リサイクル協同組合及び相模原資源リサイクル協議会へ交付) なし なし なし なし なし						
			回収量(平成14年 度実績) 7,374 t 390 t 8,450本 771 t 176 t 15,833本 102 t							
		検討を要す る事項等	・奨励金の単価、補助金の単価、制限制度の相違。							

課名	事務事業名		内 容								
		事業概要 ごみ (一般ごみ) の中に含まれるびん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管等を分別回収すり、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延									
			内容	相模原市 市民(自治会)と、資源回収事業協会が協定を結び 資源分別回収を行い、市は自治会に奨励金、資源回 収事業協会に補助金を交付するなど側面から支援を 行う。 ペットボトル・白色トレイについては、市が直接、 拠点方式で回収している。 市自治会連合会:810千円	津久井郡広域行政組合 津久井郡広域行政組合の直営により資源分別回収を 行っている。						
ごみ減量推	資源分別回収 事業	事業比較	資源分別奨励金	地区自治会連合会:44,550千円							
進課			資源分別補助金	相模原資源回収事業協会:15.9円/kg	_						
			回収量(平成14年度 実績)	びん・かん金物・紙・布:33,175.75トン 廃蛍光管等:34.74t ペットボトル:595.12t 白色トレイ:13.62t	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、布類:2,117t(内収集1,780t) ペットボトル:155.51t びん (無色):53.96t (茶色):98.94t (その他の色):45.82t						
			※ 相模原市は、ペ	I ットボトル、白色トレイは、別事業で拠点(店頭] 東)方式で実施している。						
		検討を要す る事項等	・回収品目、方法、	奨励金など制度の相違。							

課名	事務事業名			内容	
		事業概要			推進するため、ペットボトル及び白色トレーの こ、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の
ごみ減量	^゚ットボトル・白 色トレー回収事	事業比較	区 分 内容		津久井郡広域行政組合 ペットボトルについては、不燃ごみの収集区分において、週1回の回収(ステーション方式)を実施。 白色トレーについては、可燃ごみとして収集。
推進	業		争耒比較	収集業務	直営
課			再商品化業務	民間委託	民間委託
H/K			委託単価	ペットボトル 6 3 円/kg 白色トレー 1 0 5 円/kg	ペットボトル50.92円/kg
			回収量	ペットボトル580t 白色トレー15t	ペットボトル200 t
			拠点数	ペットボトル283か所 白色トレー77か所	ステーション数1,966か所
		検討を要す る事項等	・回収方法などの相	違。	

課名	事務事業名				内									
		事業概要	家庭から排出され し設置する者に対し			て、消滅、堆肥化	と若しくは減容化 [~]	する処理容器を購入						
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
			対 象	市内に居住し、容器 を適正に維持管理で きる者が市内の販売 店で購入すること。		町内に住所を有し、堆 肥化物を適正に処理で き、容器及び器具を適 正に維持管理できる 者。 (当該事業は平成15年 度をもって廃止予 定。)	き、堆肥化されたものを自己処理できる者。							
ごみ減量推進	生ごみ処理容器助成事業	事業比較	対象容器	消滅・堆肥化・減容 化する家庭用の2千 円を超える生ごみ処 理容器	生ごみ処理器又は電動式生ごみ処理機	土中の微生物は最大ないます。 土中の微生物は重くない。 全容器及びの働き、地では、 なで、では、 なで、では、 なで、では、 なで、では、 など、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	消滅・堆肥化・減容 化する家庭用の2千 円を超える生ごみ処 理容器	生ごみ処理器又は電動式生ごみ処理機						
課				助成額	購入金額の2分の1 (百円未満切り捨 て)、3万円を限度 とし、1世帯に1台 (コンポスト化容器 は2台まで)	額5,000円・1世帯に 2基まで) ○電動式生ごみ処理機 (限度額30,000円・助 成交付後5年間を経過 するまで助成を受けれ ない。)	の1以内(上限 30,000円)1世帯に1 基まで	(百円未満切り捨て)、電動2万円、コンポスト3千円を限度とし、1世帯に1台	購入金額の3分の2 (百円未満切り捨 て)、6,000円を限 度(電動式は4万 円)とし、1世帯に1 台(コンポスト化容 器は2台まで)					
			申請者数	281人	29人	3 7 人	8人	24人						
									助成台数	285台 (電動 206台、コ ンポスト79台)	22基 (電動20基、コンポ スト2基)	39基 (コンポスト化容器1 2基、電気式27基	8台 (電動 6 台、コンポス ト 2 台)	24台 (電動13台、コンポ スト11台)
			助成金額	6,045,400 円 (執行率 56%)	570,000円 (執行率 92%)	806, 922 円 (執行率 85%)	125,992円 (執行率 40%)	569,000円 (執行率 79%)						
1			※申請者数、助局	成台数、助成金額は	こついては平成1	4年度実績								
		検討を要す る事項等	・助成制度(助成額	 頁、助成制限)の相	達。									

課名	事務事業名	内容				
		事業概要	粗大ごみの戸別収集。			
ごみ減量推進課	粗大ごみ戸別収集事業	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 市民から申し込みのあった粗大ごみを、戸別に随時収集・処分する。 町民から申し込みのあった粗大ごみを戸別に随時津久井郡広域行政組合が収集・処分する。 収集力法 随時、戸別収集(有料予約制) 随時、戸別収集(有料予約制) 収集量 2,294 t 122 t 申込件数 71,978件 1,486件 収集件数 68,402件 1,486件			
		検討を要す る事項等 事業概要	※ 収集量、申込件数、収集件数については、平成14年度の実績・処分費など制度に関する相違。粗大ごみの収集、運搬、処分。			
ごみ減量推進課	粗大ごみ処理 手数料(随 時)	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 戸別収集・直接搬入 ①直接搬入 ①直接搬入 ②直接搬入 ②直接搬入 ②直接搬入 ②直接搬入 ②直接搬入 ②直接搬入 ③直接搬入 ③直接搬入 (税別) 家電4品目:1,000円/1台 えるときは、超える部分について10 k g につき 120円) 家電4品目:1台につき1,000円 2戸別収集 ②戸別収集 (税別) 1 k g につき25円を基準として品目別に規則で定める額(1個200円~1,500円) 家電4品目:1台につき1,500円 家電4品目:1台につき1,500円 ※手数料は粗大ごみ収集シールの販売枚数 タイヤ (乗用車):1,000円/本			
		検討を要す る事項等	・収集品目、処理手数料等の相違。			

課名	事務事業名		
		事業概要	美化意識の啓発のため不法投棄防止看板の配布、不法投棄物へ警告シールの貼付のほか、未然防止対策として夜間パトロールの実施や監視カメラの設置など不法投棄対策を総合的に推進する。
ごみ減量推進課	不法投棄対策事業	事業比較	区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 ①看板、バリケードの配布 ②を間パトロールの実施 ②のでは発棄物の ルの実施 ③不法投棄監視 カメラの設置 ④不法投棄物の 撤去等 ②不法投棄物の ②不法投棄物の 撤去 ②不法投棄物の 撤去等 ②不法投棄物の 撤去等 ②不法投棄がら ③不法投棄防止 用フェンス設置 ③不法投棄防止 用フェンスの設置 ①不法投棄防止 用フェンスの設置 個ペス法投棄防止 用フェンスの設置 無力エンスの設置 ④パトロールの 実施
		検討を要す る事項等	・対応方法の相違。・不法投棄の実情の相違。
		事業概要	公衆トイレの維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、駅前広場等利用者の利便に供する。
			区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町
	公衆トイレ維持管理費	事業比較	設置数 15箇所 公衆トイレ (15 公衆トイレ (15 公衆トイレ (10 公衆 (10 公 公本 (10 公本
		検討を要す る事項等	・清掃の回数の相違などによる業務委託の内容の調整。

課名	事務事業名	内容				
		事業概要	し尿収集に係る処理手数料。			
相模台収集事務所	し尿処理手数料	事業比較	図基本料金			
		検討を要す る事項等	・処理手数料の額の相違。 ・処理手数料の納付時期の相違。			

課名	事務事業名	内容				
		事業概要	浄化槽汚泥収集に係る処理手数料。			
相模台収集事務所	浄化槽汚泥処 理手数料	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 収集形態 行政による清掃 各町(構成4町)の許可 ①基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ②加算料金 ○生活系の場合 			
		検討を要する事項等	・収集形態の相違。 ・処理手数料の額、納付方法の相違。			
		事業概要	随時搬入一般廃棄物の処理。			
南清掃工場	ごみ処理手数料(随時)	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 ①生活系一般廃棄物に係る処理手数料の額 ○一時に搬入する量が100kg未満:無料 ○一時に搬入する量が100kg以上:搬入総量に対し10kgにつき120円 ②事業系一般廃棄物に係る処理手数料の額 次の額の合計額 ○基本料金:搬入1回につき180円 ○加算料金:搬入量が10kgを超えるときは超える部分について10kgにつき 180円			
		検討を要す る事項等	・手数料の額の相違。			

課名	事務事業名	内 容				
		事業概要	一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理、維持補修を行い、適正かつ衛生的、安定的な埋立処理を行う。			
南清掃工場	一般廃棄物最終処分場	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 ①面積:98,379.9㎡ 県外へ委託 ②全体容量:1,080,000㎡(覆土を含まない) 3残余容量:481,994㎡(覆土を含まない。平成14年度末現在値) 施設規模 ④使用開始年月:昭和54年4月			
		検討を要す る事項等	・最終処分の方法の相違。			
		事業概要	一般廃棄物に係わる小動物の死体について、適正かつ衛生的な処理を行う。			
北清掃工場	焼却施設の維 持管理(動物 死体処理)	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 ①直接搬入 ②収集委託(路上死体に限る。) ②路上の死体については、各町で収集委託 ③施設規模 ○処理能力:100kg/回 一般廃棄物としてごみ焼却炉で焼却 少焼却炉型式:傾斜炉床ほか 動物の死体:500円/1体(税別)			
		検討を要す る事項等	・処理手数料の相違。			

課名	事務事業名		内容
		事業概要	農業委員会の委員に関する経費。
農業委員会事務局	農業委員会運営費	事業比較	委員数の状況(単位:人) 区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 合計 選挙 20 (20) 8 (11) 16 (16) 9 (10) 11 (11) 64 (68) 選任 4 3 6 5 2 20 計 24 11 22 14 13 84 ※() は定数・選任委員は農業委員会に関する法律第12条の規定によるため、現委員数の記載とします。 委員年間報酬の状況(単位:円)
		検討を要す る事項等	・農業委員会の設置数、委員定数、委員報酬の相違。・事務局体制の調整。

課名	事務事業名				内	容									
		事業概要	消防団員の報酬を	支給する。											
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町							
			団長	1人× 115,500円 =115,500円	1人× 141,000 円= 141,000円	1人×149,000円 =149,000円	=136,000円 =135,600円	· ·							
			副団長	2人×89,400円= 178,800円	2人×98,000円 =196,000円		2人×92,000円= 184,000円	2人×89,700円= 179,400円							
			分団長	9人×73,200円= 658,800円	4人×84,000円 =336,000円		4人×76,000円= 304,000円	7人×74,400円= 520,800円							
消										副分団長	18人×56,100円 =1,009,800円	4人×58,000円 =232,000円		4人×52,000円= 208,000円	14人×47,900円 =670,600円
防 総 務	消防団長等 報酬	事業比較	部長	56人×46,800円 =2,620,800円	8人×53,000円 =424,000円	000円 29人×47,000円 19人×33,000円 25人×35,700 0円 =1,363,000円 =627,000円 =892,500円	25人×35,700円 =892,500円								
務課	十以白川		副部長	56人×38,000円 =2,128,000円	1	_	33人×26,000円 =858,000円 =627,000円	=627,000円							
			班長、団員	620人×35,000円 =21,700,000円		班長 80人×28,700円 =2,296,000円 団員 262人×26,600円 =6,969,200円	=2,016,000円	班長 75人×24, 400円 =1, 830, 000円 団員 156人×22, 400円 =3, 494, 400円							
		検討を要す る事項等	・階級単価の相違。 ・階級の相違。 ・消防団活動基準(災害出場基準)の	相違。										

課名	事務事業名		内容
		事業概要	災害時における、住民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。
消			区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 相模原市地域防災計画での被害想定に避難が収容者数に、避難所収容者数に、避難所収容者数に調査による必要物資の設定値を基に調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄を計画的に行う。 日
防本部防災課	防災資機材整備費	事業比較	相模原市地域防災 計画での被害想定
		検討を要す る事項等	・被害想定の相違。・備蓄計画(目標)の相違。・各地域防災計画上における位置付け等の調整。

課名	事務事業名				内 %	 容		
		事業概要	自主防災組織活 制の整備等を推進		、防災行動力を持	寺つ自主防災組織の	の編成、防災リー	ダーの育成、支援体
			区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
消防本部防災課	自主防災組織活動助成費	事業比較	事業の内容	(1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年)	①自主防災組織 活動助成金 12自主防災組織 の防災活動、防 災体制の支援を	①助成金 均等割額 10,000円×59自	①自主防災組織設立時間の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	①新新組場る。000主整整を(000時間に対した。 2000主整整を(000時間に対した。 2000年を開助上門のでは、2000時間では、2000
		検討を要す る事項等	・支援方法の相違	0				

課名	事務事業名		内容			
		事業概要	災害時の情報伝達体制を強化するため、防災行政用同報無線の一環として、避難所となる小・中学校に戸別受信機を計画的に設置する。			
			区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 設置個所 7個 ・防災行政無線			
消防本部防災	防防災行政用同部報無線戸別受防信機設置事業	事業比較	平成15年度の事業の内容 下 (橋本小ほか6校) 下 (橋本小ほか6校) 下 (橋本小ほか6校) 下 (橋本小ほか6校) 下 (橋本小ほか6校) 下 (橋本小ほか6校) 下 (高本小ほか6校) 下 (高本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本小日本			
課			平成14年度の事 業の概要(実 箇所 (弥栄中ほ 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 放り11校)該当なし 該当なし 該当なし おりません			
		検討を要す る事項等	・電波の届く範囲の再検討(中継局等)及びメーカー等の相違による保守対応の調整。 ・屋外拡声機設置地域と戸別受信機設置地域のサービスの質の相違。			
		事業概要	防災情報用施設の維持管理を図るとともに、災害時の情報伝達体制を改善するため防災行政用同報無線の難聴地域へ子局を増設する。また、補完的機能としてテレホンサービスを開始するもの。			
			区 分 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 ①防災行政用同報 ①防災行政無線 ①防災行政用固定 ①防災行政用同報 ①防災行政無線同無線の維持管理 無線の維持管理 報系の維持管理			
消防本部防災課	防災情報用施設維持管理費	事業比較	無線の維持管理 ②防災行政用移動 無線の維持管理 ③気象情報等の災害情報取得のため の経費、防災用携 帯電話料 ④(同報無線子局の増設、テレホンサービスの開始 (H15) (固定系:親局1			
		検討を要す る事項等	・防災情報用施設の相違。 ・情報伝達体制等の相違。			

課名	事務事業名	内容								
		事業概要	事業概要 災害時に必要となる食料、防災資機材等を集中備蓄する一般防災倉庫等を設置する。							
消 防			区分相模原市城山町津久井町相模湖町藤野町							
本部防災	防災備蓄倉庫 整備事業	事業比較	備蓄倉庫の設置数 109箇所 21箇所 13箇所 5箇所 17箇所							
課		検討を要す る事項等	・設置している倉庫の種類(一般・広域・避難所)、目的、規模等などの相違。 ・地域防災計画上の位置付けや地形、地域の実情についての調整。							
		事業概要	消防活動に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。							
消防本部警防課	消防活動費	事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合 消防ポンプ車:19台 消防ポンプ車:7台 はしご車:4台 はしご車:1台 化学車:1台 牧助工作車:1台 救助工作車:3台 救急車(高規格):14台 その他の特殊車:7台 その他の特殊車:6台 その他の車両:57台 その他の車両:10台 合計:106台 合計:31台							
		検討を要す る事項等	・災害に対応する初期活動時間(相模原市5分、津久井郡8分)等の相違。							

課名	事務事業名		内容
消防本部警防課	救急活動費	事業概要	日常的な救急業務を円滑に推進するための体制整備。
		事業比較	区分 相模原市 津久井郡広域行政組合 ・市内の医療機関医師による救急業務に対する検討会 ・救急活動に必要な救急業務用品の購入 ・救急方力ードの配布 ・業務作業等の委託 ・実働救急車 11台 ・救急活動に必要な救急業務用品の購入 ・救急隊白衣等クリーニング委託 ・事務作業の委託 ・実働救急車 4台
		検討を要す る事項等	・救急活動における現場到着所要時間(相模原市5分、津久井郡8分)の相違。
消防本部指令課	通信施設維持管理費	事業概要	災害対応の迅速化及び各種事務処理の効率化を図るため、消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行う。
		事業比較	区 分 相模原市 津久井郡広域行政組合
			指令システムとして消防緊急情報システムを運用し、発信地表示システムを活用した 変運用し、発信地表示システムを活用した 災害通報の受付け及び車両動態及び位置管 理による出動部隊の選別により出動指令を 発している。OAシステムとして火災予防シ ステム、警防統計システム、防災緊急情報 システムによる出動部隊の選別により出動 指令を発している。OAシステムとして、警 防統計システムにより火災・救急・救助事 務を実施している。 多本事務処理を実施している。
			無線通信は、消防市波2波、県波1波、全 国波3波、救急波2波、署活波3波を運用 している。また、市南部地区の無線不感地 域対策として、相模大野地区に前進基地局 を設置している。
		検討を要す る事項等	・消防情報管理システムの調整。